

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 12 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

令和 6 年能登半島地震における精神保健及び精神障害者福祉に関する
法律に規定する入院手続について（追加）

令和 6 年能登半島地震における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続について、令和 6 年 1 月 5 日に事務連絡を発出していたところですが、下記のとおり Q&A の 1. 及び 2. の内容を追記（追記部分は下線部）いたしました。

被災中の標記に係る取扱いについては、添付の Q&A をご了知いただき、精神障害者に対する適切な医療の確保を引き続きお願いいたします。

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

企画法令係 西尾、薫田、武南

精神医療係 河合、中谷

（電話番号：03-3595-2307）

(別紙)

1. 23 条通報を受けた場合の診察等の体制が十分にとれない場合はどうするのか。

警察から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 23 条の規定に基づく通報を受けた場合、措置入院を行うためには、法第 27 条の規定に基づき都道府県知事の監督下にある職員が精神保健指定医の診察の立ち会いを行うことが必要である。

当該職員の立ち会いを行うことができないが入院が必要である場合、法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づき都道府県知事が指定する精神保健指定医 1 名(緊急措置入院を行う医療機関の精神保健指定医を指定することもやむを得ない。)の診察を経て緊急措置入院によることとなる。

この場合、都道府県知事は 72 時間以内に措置入院を行うか否かを決定しなければならず、措置入院に移行する際は、精神保健指定医 2 名による診察を要し、都道府県の職員は診察の立ち会いを行うことが必要であるところ、被災県において、交通網の事情等により、県職員の立ち会いが著しく困難である場合には、精神保健指定医 2 名(やむを得ない場合には、措置入院を行う医療機関の精神保健指定医 2 名でも差し支えないものとする。)の診察のもと、精神保健指定医から電話により県職員に確認を求めるともって措置入院に移行することも可能とする。その際、県の職員は、入院した患者の診察が適切に行われたかを確認することが求められる。

2. 被災地で新たに措置入院を行う際の手続はどうすればよいか。

都道府県知事が指定する精神保健指定医 2 名以上の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神保健指定医の診察の結果が一致した場合のみ、都道府県知事は措置入院を行うことができる。

措置入院者については、都道府県知事が移送しなければならないと定められており(法第 29 条の 2 の 2)、都道府県職員が移送の対象者に同行することを原則とする運用をしているが、緊急的な状況下においては、都道府県知事の責務により、他の適切な方法により移送を行って差し支えない。

3. 医療保護入院を行う際、家族等を見つけるのが困難な場合はどうするのか。

医療保護入院を行うに当たっては、まずは家族等となる者を探し、法第 33 条第 1 項の規定に基づく入院手続きを行うこととなっているが、そのような家族等を見つけることが困難な場合（家族等と連絡が取れない場合等も含む。）には、市町村長同意を行って差し支えない。

4. 市町村長同意による医療保護入院において、居住地を管轄する市町村長と入院先の医療機関を管轄する市町村長のいずれの同意を要するのか。

家族等が見つからず医療保護入院の手続きを行う場合について、法第 33 条第 2 項において、市町村長の同意が規定されているところ、その市町村長は、その精神障害者の居住地を管轄する市町村長とされており、居住地がないか又は明らかでないときは、その精神障害者の現在地を管轄する市町村長が医療保護入院の同意を行うことができるとされている。

入院患者の居住地が被災地域にあり、居住地を管轄する市町村長が同意することが一時的に困難である場合は、現在地を管轄する市町村長の同意により医療保護入院の手続きを行うことは差し支えない。